

## 事業評価書（事前）

事務事業名		福祉用具・住宅改修地域利用促進事業
事務事業の概要	(1)目的	<p>要介護者等に対し、地域に密着した在宅介護支援センター等における福祉用具・住宅改修に関する効果的な情報提供・活用促進を行うことにより、利用者への相談援助体制の確立を図る。</p> <p style="padding-left: 20px;">在宅介護支援センター</p> <p>在宅介護に関する相談、助言や市町村等との連絡、調整等を行うことを目的として、市町村に設置されている。</p>
	(2)内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具・住宅改修関係専門家の登録及び相談援助での活用 福祉用具・住宅改修に関する研修を修了した者等を登録し、地域に密着した出張相談等の業務を行う。</li> <li>・地域の事業者協議会の開催 各施設で福祉用具販売・貸与店及び工務店等による市町村を範囲とした事業者協議会を開催し、事業の推進の側面的支援を行う。</li> <li>・福祉用具のフィッティング、購入取り次ぎ、申込みができる場の提供 福祉用具販売・貸与店の協力により、その場で福祉用具のフィッティング、購入取り次ぎ、申し込みができる場を提供する。</li> <li>・自助具工房の設置 自助具工房を設置し、自助具の作成及び福祉用具の修理等を行う。</li> <li>・メーカー等に福祉用具の改善のための情報をフィードバックできる体制の整備 寄せられた相談等から、福祉用具改善のための情報を収集し、メーカー等にフィードバックを行う。</li> </ul>
	(3)達成目標	<p style="text-align: right;">： 予算額（案） ； 236百万円</p> <p>平成14年度に141市町村（各都道府県3市町村）において地域に密着した福祉用具・住宅改修の相談援助が行うことができる体制を確保する。</p>
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性〕</p> <p>平成13年2月の福祉用具貸与に関する介護保険の給付額は全国で35億円であり、在宅サービス全体の給付額1023億円に比べ少ない状況にある。また住宅改修についても18億円と同様に少ない状況にあり、利用者にとってより利用しやすい制度としての情報提供、相談援助等を利用者の身近で積極的に行い、利用者の効果的な活用を支援していく必要がある。</p> <p>〔官民の役割分担〕</p> <p>介護保険制度が開始されてからまだ日が浅い現在において、福祉用具・住宅改修については、いまだに理解が進んでおらず、その活用を促進するため、制度を所管する国としても民間に任せるだけではなく、当該事業を実施し理解を図る必要がある。</p> <p>〔緊急性の有無〕</p> <p>平成12年4月から介護保険制度が既に開始されおり、利用者に福祉用具・住宅改修の適切な活用を早急に行ってもらふ必要がある。</p>
	(2)有効性	<p>〔これまで達成された効果、今後見込まれる効果、効果の発現が見込まれる時期〕</p> <p>福祉用具・住宅改修の活用は、即、要介護者等の自立及び介護者の負担軽減につながり、当事業は介護の軽減として相当な効果が現れると予想される。</p> <p>また、福祉用具・住宅改修活用広域支援事業（平成14年度新規事業）を同時に実施することにより、市町村レベルでは対応できないような複雑で専門的な相談等にも重層的に対応することが可能となる。</p>

(3)効 率 性	<p>〔手段の適正性〕</p> <p>個々の相談に対し、きめ細かい援助を行うことにより、無駄のない利用者に最適な福祉用具の貸与、住宅改修が行われ、利用者の利便性と費用の効率化が図られる。</p>
(4)そ の 他 (公平性・優先性など)	<p>〔制度の適正な利用の確保〕</p> <p>利用者の身体状況に適合しない福祉用具貸与や住宅改修など、利用者の知識不足等から適正な利用が阻害される事例があり、当事業の実施により、適正な利用が促進される。</p>
関連事務事業	福祉用具・住宅改修活用広域支援事業 (平成14年度新規事業)
特 記 事 項	なし
主 管 課 及 び 関 係 課	(主管課)老健局振興課